

「研究」佐伯荘(その三)〔堅田村〕

宮下 良明

(会員 佐伯市古江)

弘安図田帳・大田文案の二つの文献から、日本の中世を通じて機能した田数帳による佐伯荘の内容を次に掲げた。

佐伯本荘

百八十町 領家 毛利判官代波弥四郎殿

百式拾町 佐伯総二郎政直法師 法名道精

堅田村六拾町のうち

拾五町 領家

参拾町 佐伯八郎惟資法師 法名道法

七町一反 堅田左衛門三郎惟光

法名善大

四反 小田原次郎重直法師

法名道仏

以上が弘安八年(一二八五)前後の佐伯荘堅田村の田

地面積を現わす一等資料である。

当時の社会背景を知るについて、図田帳は中世荘園制を研究する貴重な内容であると思う。ただし、大田文案では堅田村六十町の内訳が七町五反不足する。これは佐伯氏一族の興亡が記す「注進状案」の中で、その欠落部分分が、「七町一反忠左衛門次郎後家」と判明しているの、これにも考証を加えて後述する。

堅田という地名の起りは定かではないが、弘安図田帳に見られる堅田村が地名の初見とされており、近江ノ国琵琶湖西岸にある「堅田ノ庄」の「神人」が傳えたとも聞く。近江の堅田庄は比叡山延暦寺の真下に位置し、京都石清水八幡宮とも深く結び付いているだけに、同じ地名の上からも全く無縁とも思われない。これについては後で述べることにする。

佐伯荘堅田村域を大別すると堅田川・大越川の二流域で、図田帳が示す田地六十町の大半を占めていることに異論はない。しかし、私達は佐伯荘全体を山村に点在する田地百八十町のみ考えがちで、その前後に広がる豊後水道と大海を視野に入れなければ佐伯荘堅田村の姿の半面を見失うことになる。

したがって、蒲江・米水津両浦海岸部が、中世堅田村域に所屬していたと仮説を立てても、地形上から考察して不思議ではない。今一つ中世社会村人の生活は、同族の信仰する寺社、守護神を中心としたいわゆる神仏組織によつて安全と秩序が保たれていた。申すまでもないが、蒲江・米入津の各浦々にその祭神、伝承等の共通点が多いことから、中世から密接に結ばれていたことが想像される。

堅田川流域

圃場整備の進んでいる現在、近世以前の景観を堅田川流域に求めても無理である。しかし、県道佐伯蒲江線を挟んだ谷々には今なお中世造立の寺社、石造物、仏像等が人目を憚るが如く散在している。また、湧水を蓄えた古池、河川の氾濫を防ぐ土手、各谷々より引く樋水、これ等を見れば中世開発時の村人達の労苦した跡を伺い知ることが出来る。石塔類では、市福所の五輪塔群、棚野の等塔婆と線彫地藏尊、西野の庚申塔と石打の佐伯惟治云々の石碑、波越常楽寺の鰐口と秘仏十一面千手観音、小泥谷の百万遍供養塔など中世人の手による造物と金石文、或いは仏像の様式等から村人の信仰の深さを伺い知

ることが出来る。堅田川流域の中世村落を研究する資料や素材は、今ならまだ十分にあると思う。しかし、今後十年もすると半減の憂目にあうのではないか。

堅田村ノうち三十町

よく耳にするが中世佐伯の実態は皆目分かっていないという。それは中世文書が乏しいからである。

一方、近世文書は毛利藩政下の定・触・掟等数多く保存され、研究が進んでいる。しかし、藩政文書の大部分は領主側、つまり権力者本位の文書であつて、民衆記録史ではないから、村人の実情に適合したものとは思われない。堅田村の谷々には、少なくとも中世村落の景観と伝承された民俗文化があつて、研究を暗示しているかのように思われる。ともあれ図田帳が示す堅田村六十町のうち、三十町なる地域はいづこを指したものであろうか。三十町という面積は七百年の昔に開発された土地であり、七百年の歴史が隠されているということである。堅田のうちから弘安図田帳に添うべき場所を特定して、いづれ明らかにせねばならない。

この三十町は佐伯八郎惟資法師、法名道法なる人物が受領していた。法師とは僧または出家者で寺職を指す。

法名道法は宗派から貰う逆修名をいう。道という通字から曹洞宗を思わせる法名である。佐伯八郎惟資の地位については、図田帳に記載がないので今は分からない。佐伯氏を名乗り、惟の通字を本名に用いているので、本荘との関係人物には違いない。荘官名は次のいずれかであろう。それは地頭・地頭代・下司・公文名主等である。

然るに三十町の地域が堅田村のいずこを指すのか、確証に乏しい現在では推測し難い。立地条件としては年中早魃に耐え得る容易に開発できそうな地域、波越・石打・西野辺りを仮説し想定してみてもどうだろう。この三カ村の一带にはまだまだ中世の景観があり、遺物も残存していて今後の研究に俟つところが大きい地域と考える。

領家拾五町

図田帳は堅田村六拾町のうち拾五町を領家とだけ記し、領家名・官名・人物名は記入がない。恐らく八条院庁に所属するいずれかの関係者であろう。しかし、弘安期には拾五町が在ったことから、堅田村のうちどの地域を指すのか、また領家は果たして毛利判官代かなど検討し、堅田村のうち拾五町の所在を明らかにしてみたいと

思う。

歎喜光院

歎喜光院は第七四代鳥羽天皇の皇后となった美福門院が、近衛天皇と八条女院を生み、永治元年（一一四一）その御願寺として京都に歎喜光院を創建したと伝えられている。図田帳が作成された弘安八年（一二八五）の頃、八条院領は安嘉門院から龜山法皇へと伝領された時期に当たる。したがって、二十六ヶ所の所領を持つ歎喜光院もその財源と共に御宇多法皇を経て、南朝方「持明院統」の後醍醐天皇へと受け継がれて行った。（伝領過程は佐伯氏一族の興亡に詳しい）

堅田上城地区に昔から観喜と呼ぶ地名がある。地名の起りについて古老に訪ねたがわからなかった。此処は多分中世の昔、領有者と村人達の共通語から生まれ



た地名であろうが、その真意は時代と共に風化して途絶えたものと思う。また、上城地区の裏山を高城と呼び、中世には山城があったと古老は語る。この付近は整備されているとはいえ、他所に比べて景観が少し異なる。したがって、図田帳が示す領家拾五町の範囲は、大越川流域を指すものではなからうか。それは観喜の地名を連想するとき、良く今日迄残っていたものと感慨に堪えないからである。

そこで拾五町の領家職を観喜光院と結んで見た。文献史料の見当らぬ現在では推論する以外にないが、十分検討の価値があると考えられている。御存知のように大越川沿いには西光庵を初めとし、方々に鎌倉期造立と思われる

五輪塔が数多く散在しており、中世を偲ばせている。問題の地名「観喜」と観喜光院を結び合わせると、図田帳



一石五輪塔群(岸河内)

が記す領家拾五町に注目せざるを得ない。

日本地名大辞典(角川書店)によれば堅田村領家拾五町は本荘(佐伯荘)の領家毛利判官代同弥四郎の佃(直営田)であろうと指摘する。しかし、大辞典が記す判官代が領家職たり得ない理由は、「佐伯一族の興亡」で十分に述べている。したがって、毛利判官代同弥四郎以外に、本家職があるはずと渡辺澄夫博士も指摘している。私論迄に述べると、本家職八条院・領家職観喜光院・預所毛利判官代・同弥四郎という順序になるうかと考える。

今一つの私論は、日本荘園制の類例を参考にして下地中分を用い、大越川流域を領家に、堅田川流域を地頭に分けたとも考えられる。(領家側と地頭側が合意のもとに田地・領地を分けることを下地中分という。)

堅田村のうち七町一反

「堅田左衛門三郎惟光法名善大」、右の人物が七町一反の領有者となり、堅田氏を名乗る歴史上最初に見える氏人のようである。系図上では惟光の祖父惟定が堅田氏初代となっているが、系図の出自が後世の資料と思われるので取り上げないことにした。七町一反の領有者は堅

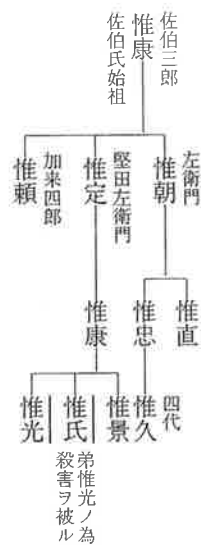
田氏を名乗った惟光として記載する図田帳は、大分県の一等史料であるから、この場合地名に對しての初見は惟光を優先した。しかしその図田帳も、鎌倉幕府の創立期より約百年も経過した執権北条九代貞時（一二七一—一三二一）の時代、豊後国では守護職大友三代頼泰の時のものであり、それまで堅田の地名がなかったということではない。ともあれ惟光だけが堅田氏を名乗っているから、地名本貫地には居館があつたものであろう。

図田帳に記載された内容の法師とは、当時いずれかの宗派に属した僧職をいうが惟光は法師ではない。法名善大は法師または寺院より貰つた仮名である。小領主惟光の官職名は恐らく当時「名主」^{なまうず}職であつたと思われる。名主とは莊園村落の年貢、公事を取纏める代表者を意味する。

堅田惟光が村内のいずれに居住したかは、確証がなく、困難とは思ふが、仮説だけでも立てなければ何時まで経つても進展しない。そこで七町一反の所在地域を推論した結果、泥谷・宇山の山添いが最も初期に開田されたと考えられるから、惟光の所領は泥谷と宇山地域であつたと解釈した。これは次に述べる忠左衛門次郎惟永後家

とも関係する。

「堅田村ノうち七町一反忠左衛門次郎惟永後家」
大神系佐伯系図一部分



図田帳に見える忠左衛門次郎惟永は、系図上では弟惟光に殺害された兄惟氏とされている。この事件に関しては、佐藤巧氏の資料に詳しいが、一應佐伯氏系図上の人物で述べることにする。前述の堅田左衛門三郎惟光と殺害された忠左衛門次郎惟永（系図は惟氏）は、次男・三男の兄弟で祖父は開發者堅田氏の祖惟定である。兄弟が共に七町一反ずつ領有している理由については、祖父惟定が開發した所領を兄弟で中分したといわれる。殺害された理由の明確な資料はないが、何らかの纏れがあつたものと解釈する。惟永（惟氏）後家との争論の結果、裁定は後家側の勝訴に終わった。図田帳がそれを物語つてい

る。

それでは惟永後家が領有する七町一反は堅田地区のいずれの場所を指すのか、これも明確に示す資料はなく、推定するしかないが、全く分からないことではない。確率の高い仮説は立てられる。それは津志河内・長良と隣接する木立である。

ところで、殺害した惟光とされた惟永（系図は惟氏）の所領は、祖父惟定の開発した土地で七町一反ずつに折半し相続したが、隣接することによって水利の共有から外敵に対する共同責任の纏れなどが期間を経て裏目となり、殺害されて後家が相続したものと思う。

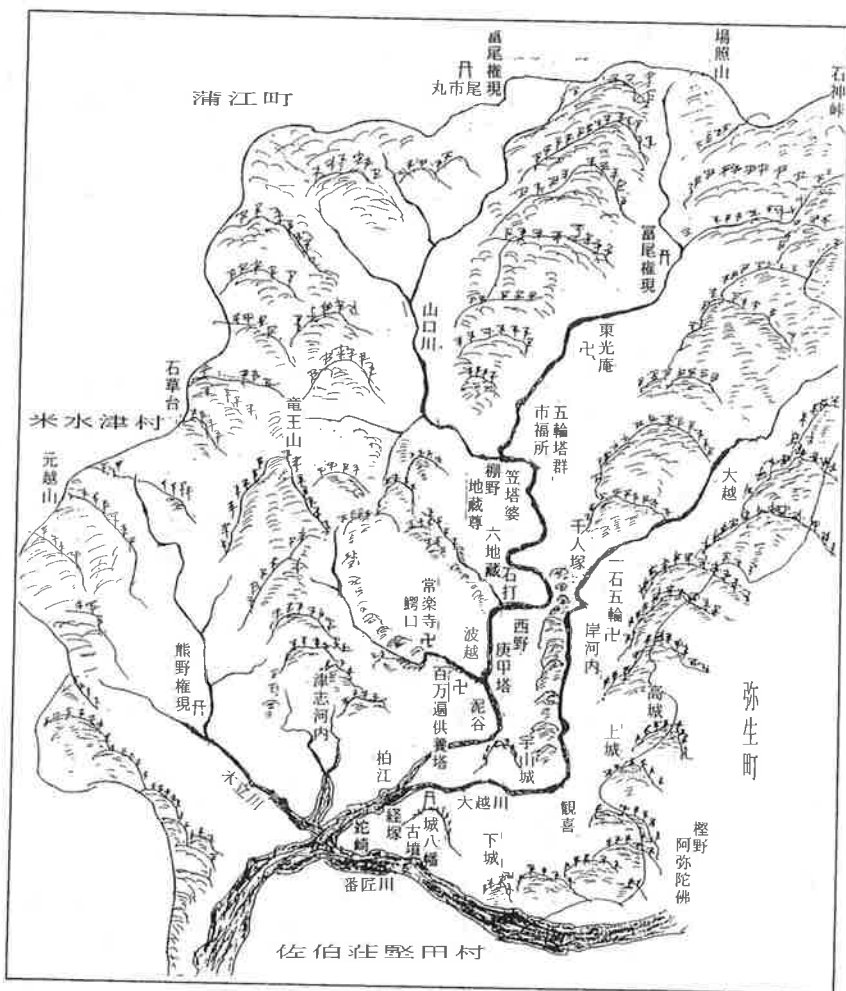
堅田村のうち四反

小田原次郎重直法師法名道仏は、図田帳が記す堅田村のうち四反の領有者で最も注目すべき人物である。わずかに四反の土地に幕府の命で領主として補任された。その理由について、物語ってくれる文献・資料等は皆無である。しかし、当時小田原次郎が堅田村で威力を振るっていったことは間違いない。

小田原氏族は関東武士、つまり有力な鎌倉御家人である。当時豊後国に幕命を帯びた御家人が、地頭職として

各荘園に補任した史実は図田帳に詳しい。小田原次郎も佐伯荘堅田村だけの荘官になったものではなく、国東半島にも地頭職として補任されていた。源頼朝が豊後国を自ら知行国として以来、鎌倉幕府は代々豊後一円を重視し地頭を送りこんだ。図田帳を見れば、重視の跡を伺い知ることができる。佐伯荘堅田村も決して例外ではなく、荘官は小田原次郎であったと考えられる。

ここで堅田村のうち、^{まぼろし}幻の四反を求めることは、至難ではあるが推察されなくもない。そこで先ず地名をあげる前に、石造物・地形・景観等から総合的に判断して、現地を指定するのも一つの方策と思う。そうすると小田原次郎が居住したと思われる土地に市福所が浮かぶ。一方、荘園史という荘園公領制について、各地の類例を引用しながら佐伯荘全体を眺めて見ると、中世の市場が浮上してくる。その中で佐伯本荘と堅田村（新荘か）を比較してみると、本荘側の市場は古市に、堅田側の市場は市福所ではなかったかと推論する。冒頭に述べたが蒲江・米入津の各浦辺が、中世堅田村と連動していたのではないかとの疑問に対する傍証として、蒲江・米入津は遠隔地と見られがちであるが、実は山一つ越えた海岸地



帯で、海産物は豊後
 海域で一番を誇る
 浦々である。これ等
 海産物と農産物の交
 換所、つまり本荘の
 市場古市に対し、堅
 田側に設置された市
 場は市福所であつた
 と推論した次第であ
 る。地区の地名には
 油免・観音免等いか
 にも中世的なものが
 多い。免とは神仏に
 貢納するため納税を
 減ずる免田のことで
 ある。また市福所・
 棚野には中世造立の
 優れた石造物や五輪
 塔・宝塔・地藏塔等
 が集中している。た

とえそれが後世に造立されたものであっても、受け継いだ人々の心と土壌は変わるものではない。

以上市福所を主眼にしたが、ともあれ図田帳に記載された四反の持ち主、小田原次郎重直が鎌倉幕府の指令によって佐伯莊堅田村に補任されたと考えると、館を構えた場所は市福所であったと思う。また、小田原次郎が威力を振るつたという意味は、鎌倉幕府が警察権、土地管理権を掌握する目的で、全国の莊園・公領に地頭を置いたことから佐伯莊も例外ではなく、堅田村には小田原次郎がその任に当たつたと思われるからである。

本莊と堅田村

図田帳は佐伯本莊と堅田村を区分して内容を記載している。莊園史にいう全国莊園の類例を佐伯本莊と堅田村を比較してみると、本莊（佐伯）と図田帳に記入するとき、別に新莊が立券されているのが通例といわれる。堅田村の場合、新莊かと思われる節もあるが、室町時代の作と伝えられる常楽寺の鰐口に、「豊後州佐伯之莊堅田村云々」と銘刻されているから、莊園には立券されていなかったものと考ええる。しかし、新莊に近い状態であったとみて間違いない。新莊の場合の支配者（本家職・領

家職）は本莊とは異なるのが常例という。

それでは堅田村六拾町から、本家・領家に対して納める年貢はどうか、錢に換算して四拾貫文前後であろうといわれている。そこで錢一貫文を米一石と仮定した場合、四拾石の年貢米となる。ところが近世になると開発が進んで反別も増加したが、幕府直轄領として出発した頃の年貢率も、おおよそ四分六分を基本としていたから、堅田村が納める量は龐大である。この年貢の積み出しは中世、近世を通じて柏江港であったとみてよい。柏は海人族の護紋を意味しているから、柏江は古く中世期からの港であつたらう。

豊後大友氏の支配下となつた佐伯莊堅田村の時代推移を辿ると、鎌倉時代には幕府の被官人、つまり地頭と御家人とが直接の関係を結んでいたが、南北朝時代に入ると、地頭（佐伯氏）、在地領主（堅田村）がその所領保持のため守護（大友氏）に頼り、地頭以下は守護の組織に組み入れられた。つまり幕府の組織から離れて守護大名（大友氏）と直結した。これが国人・国衆と呼ばれるゆえんである。多分に洩れず佐伯氏・堅田氏も大友氏の支配下に随従し、豊後国の一土豪となつていった。その

繋^{つな}がりを示すと次のようになる。

鎌倉時代 幕府―地頭―御家人―非御家人荘官

南北朝時代 守護職―地頭―公文―名主

南北朝以後、応永(二四〇〇)の頃から五輪塔・宝塔・

笠塔婆等の石造物が造立され、常楽寺・宝光寺の鰐口・石文・仏像・石造物から中世堅田村落の歴史的背景を感じ取ることができる。

城八幡

社歴の一説に京都、石清水八幡宮の分霊を勧請したとも伝承されている。口碑については前に述べた。比叡山延暦寺―石清水八幡宮―弥勒寺は密接な関係で結ばれていた。鎌倉幕府も八幡神を信仰したことは衆知の通りであるが、豊後における国東一帯の八幡社と、由原八幡社及び海岸部の八幡社は、石清水八幡宮との関係が深い。堅田城八幡宮の麓に経塚の跡がある。経塚は弥勒菩薩の思想(五十六億七千万年後末法の時代弥勒菩薩が如来となつて衆生を救ふ)と経文を筒に入れて埋葬し、その上に塚を立てたものを経塚という。弥勒菩薩は石清水八幡宮の主尊である。また、城八幡宮の頂上が古墳ともくされている件について、佐藤蔵太郎翁は石清水古墳と名

付けている。これらの伝承からみて、石清水八幡宮の分霊説は信憑性が高いといわざるをえない。

以上堅田村を論じたけれども、七百年の昔弘安岡田帳に記された六拾町の地域を把握することは困難であるが、今後もっと肯定的な仮説を立て、掘り下げて行くならば、必ずや真実の中世堅田村が開け、弘安の時代に到達するものと確信する。従来の歴史観では、中世佐伯荘堅田村は見えて来ない。新しい視野に立つて見直すことが今後の研究課題と考えるがいかなるものであるうか。

参考文献

- 守護と地頭 至文堂
佐伯氏一族の興亡 佐伯市教育委員会編
日本荘園史 吉川弘文館
中世の人と政治 吉川弘文館